

伊豆市が発注する建設関連業務委託の最低制限価格の取扱い基準  
(趣旨)

第1条 この基準は、伊豆市が発注する測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務(以下「建設関連業務」という。)の委託契約(以下「業務委託契約」という。)の締結に当たり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)及び伊豆市契約事務規則(平成16年伊豆市規則第51号。以下「規則」という。)第29条(同規則第39条において準用する場合を含む。)の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする最低制限価格の取扱いに関して、必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 この基準は、競争入札に付する予定価格が100万円を超える建設関連業務を対象とする。

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条 競争入札により業務委託契約を締結しようとする場合は、契約ごとに、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる入札書比較価格に対する価格(以下「最低制限価格」という。)を定めるものとする。

2 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった設計書及び仕様書等に基づき算定するものとし、次の各号に定める業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎となった経費の合計額(千円未満の端数切捨て)に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.1を乗じた額(測量業務にあっては10分の8.2、地質調査業務にあっては10分の8.5)(千円未満の端数切捨て)とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額(地質調査業務にあっては3分の2)(千円未満の端数切上げ)とする。

(1) 測量業務

ア 直接測量費の額

イ 測量調査費の額

ウ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

(2) 土木関係の建設コンサルタント業務(積算に技術経費を用いない場合)

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

(3) 建築関係の建設コンサルタント業務

ア 直接人件費の額

イ 特別経費の額

ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額

エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(4) 地質調査業務

ア 直接調査費の額

イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額

エ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(5) 補償関係コンサルタント業務(積算に技術経費を用いない場合)

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

3 特別な業務等で、第2項の規定により難しいものについては、同項に定める算定方法にかかわらず、契約ごとに10分の8.1(測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5) から10分の6(地質調査業務にあつては3分の2)の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。

4 前2項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに、最低制限価格に110分の100を乗じて得た金額を「(最低制限価格入札書比較価格 〇〇円)」と記載する。

(対象業者への周知)

第4条 この基準の円滑な運用を図るため、市長は、公告等の際に、最低制限価格を設定している旨を明示するものとする。

(開札処理)

第5条 開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札をした者を落札者とし、当該入札者に対して、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により落札者とし、旨を通知するものとする。

(入札経過の整理)

第6条 入札執行者は、前条の決定を行った場合、「入札結果表」に当該入札をした者を「失格」と決定した旨記載するものとする。

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

この規定は、令和6年10月1日以降に入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

この規定は、令和7年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行うものから適用する。